

## 「IV. 大学への提言」に対する改善報告についての審議結果

大学名：静岡県立大学薬学部

本評価実施年度：2016（平成 28）年度

2021 年 1 月 22 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

## 「改善すべき点」に対する改善報告への審議結果

※検討所見以外は提出された改善報告書のまま記載しています。

## ■改善すべき点への対応について

### 改善すべき点（１）

#### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

##### １ 教育研究上の目的

#### （２）指摘事項

６年制薬学科の「教育研究上の目的」を、４年制薬科学科のものと区別して学則等に明記し、広く公表する必要がある。

#### （３）本評価時の状況

学則の「教育研究上の目的」が薬学部として定められているため、６年制薬学科と４年制薬科学科と共通のものとなっていた。

#### （４）本評価後の改善状況

６年制薬学科と４年制薬科学科の「教育研究上の目的」を区別し、下記の通り学則に明記し公表した。

薬科学科（４年制）は、生命倫理を基盤としつつ、創薬や生命現象の解明を指向する独自のな科学研究を通して、人類の健康長寿にグローバルに貢献できる卓越した薬学者を育むための薬学基礎・専門教育を行う。薬学科（６年制）は、薬剤師としての臨床能力および倫理観を修得し、医療薬学に根ざした研究者や高度専門職薬剤師として、医療の質向上を通して人類の健康長寿に貢献できる先導的な人材を育むための薬学基礎・専門教育を行う。（資料１「静岡県立大学学則」第２条の２（１））

#### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料１「静岡県立大学学則」

資料２「静岡県立大学ウェブサイト\_学則」

(<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/disclosure/regulation/>)

### 検討所見

改善すべき点（１）は、「但し書き」で指摘したもので、下記の改善がすでに完了している。（平成３０年７月）

６年制薬学科と４年制薬科学科の「教育研究上の目的」を区別して学則に明記し、公表した。

## 改善すべき点（２）

### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### ３ 医療人教育の基本的内容

### （２）指摘事項

ヒューマニズム教育・医療倫理教育およびコミュニケーション教育の関連科目の学習成果を総合した目標達成度評価の指標を定めて、それに基づいて適切に評価する必要がある。

### （３）本評価時の状況

ヒューマニズム教育・医療倫理教育およびコミュニケーション教育の関連科目として、「命と倫理」、「薬学概論」、「医療とコミュニケーション学」が設置されている。評価方法に関して、「命と倫理」では、グループ討論への参加度 20%、小レポート 10%、最終試験 70%、「薬学概論」では、出席状況、課題レポートの総合的評価、「医療とコミュニケーション学」では、出席状況と受講態度、スモールグループディスカッションやロールプレイなどでの参加態度、講義時に課されるレポート、試験の総合評価となっていた。到達度を評価するための指標は示されていなかった。

### （４）本評価後の改善状況

「薬学概論」では、全 15 回の授業のうち、4 回を SGD 成果の発表に当てており、4-5 名の教員による発表評価と学生の SGD での貢献度評価を取り入れている。最終評価は、課題レポート点 75 点、出席点 8.3 点、発表会での教員評価 8.3 点、SGD の学生貢献度相互評価 8.3 点として採点している。

「医療とコミュニケーション学」の到達度の評価は試験によって行われている。基礎的知識習得度の評価を目的に、1 回目の講義開始前にプレテスト、講義最終回終了時にポストテストを行っている。プレテストとポストテストの結果を比較することによって学生個々の知識の習得程度、すなわち到達度を評価している。

以上は、初回講義の際に学生に説明している。

ヒューマニズム教育・医療倫理教育およびコミュニケーション教育の関連科目の学習成果を総合した目標達成度評価の指標（資料 3「倫理・コミュニケーション用ルーブリック」）については、担当教員で更なる修正を行っている。

### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 3「倫理・コミュニケーション用ルーブリック」

### 検討所見

改善すべき点（２）は、本評価時において、ヒューマニズム教育・医療倫理教育およびコミュニケーション教育の関連科目の学習成果を総合した目標達成度評価の指標を定めて、それに基づいて適切に評価することを求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、関連科目の学習成果を総合した目標達成度評価の指標として必要な評価項目を設定した「倫理・コミュニケーション用ルーブリック」を作成し、それに基づく評価を実施した。

しかし、ルーブリックの作成は評価できるが、設定された評価指標に基づく評価が一部の科目にとどまっており、指摘が求める改善としては十分とは言えず、今後の成果を期待する。

### 改善すべき点（3-1）

#### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

##### 4 薬学専門教育の内容

#### （2）指摘事項

シラバスの記載について、以下のような点を改善すべきである。

① 授業方略が記載されていない科目や、評価方法・基準（試験、レポート等の寄与率の不記載。「出席点」の記載。「再試験」の実施の有無の不記載。）が不適切なものが散見される。

#### （3）本評価時の状況

一部の科目について、シラバスの記入漏れがあった。また、評価方法・基準に関して、「出席点」の記載があった。試験、レポート等の寄与率、及び「再試験」の実施の有無は記載されていないかった。

#### （4）本評価後の改善状況

シラバスの提出方法が、ファイル提出から Web 記入に変更になり、記入漏れの問題は解決した。また、「出席点」の記載は消去した。

試験、レポート等の寄与率の記載については、教授会で審議を行ったが、寄与率の具体的な明示については、賛否両論があり、デメリットも考えられることから、講義の性質に応じて、担当教員の判断にゆだねることとなった。

再試験については、薬学部履修細則に「原則として再試験は行わない。やむを得ない事情により授業担当教員が再試験の必要を認める場合は、これを行うことができる。」と明記されていることから（資料4「薬学部履修細則」第17条）、再試験の実施の有無をシラバスに示すことは控えている。

#### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料4「薬学部履修細則」

### 検討所見

改善すべき点（3－①）は、本評価時において、シラバスの記載について、授業方略の記載がない科目や、評価方法・基準の記載がない、または「出席点」が記載される等、不適切な記載がある科目が散見されることを指摘したものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、「出席点」を削除するほか、記入漏れがないようにするため、紙媒体からWEBシラバスに切替えることとした。

しかし、これらの改善については評価できるが、評価基準の中の寄与率はシラバスに公開する必要があるため、更なる改善を期待する。

### 改善すべき点（3-2）

#### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

##### 4 薬学専門教育の内容

#### （2）指摘事項

シラバスの記載について、以下のような点を改善すべきである。

② 複数の科目において同じ到達目標（SB0s）が挙げられているものがある。到達目標（SB0s）は、薬学専門教育の各ユニットの一般目標（GIO）に関連性の高い科目にしばって記載する必要がある。

#### （3）本評価時の状況

本学では、薬学教育コアカリキュラムと本学のカリキュラムとの関連を学生に明確に示すために、薬学教育コアカリキュラムのSB0sをそのままシラバスに記入することとしている。そのため、複数の科目で同じSB0sが挙げられている。

#### （4）本評価後の改善状況

現在の表記方法は、各講義の内容の薬学教育コアカリキュラムにおける位置づけを学生に明確に示すのに役立っており、各科目が成果基盤型教育の順次性のあるらせん型カリキュラムを構成していることから、SB0s 記載方法は変更していない。シラバスの各SB0sには、本学独自で付番した薬学教育コアカリキュラムSB0s番号を付記しており、この番号を付記した薬学教育コアカリキュラム冊子を学生に配布することで、薬学教育コアカリキュラムとシラバスの対比が容易に行えるように工夫している。（資料5「講義概要」例 p. 227-228）

#### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料5「講義概要」

## 検討所見

改善すべき点(3-②)は、本評価時において、シラバス記載の複数の科目において同じ到達目標(SBOs)が挙げられているものがあることで、到達目標(SBOs)は、薬学専門教育の各ユニットの一般目標(GIO)に関連性の高い科目にしぼって記載する必要があることを指摘したものである。

この指摘に対して、大学は、現在の表記方法は、各講義の内容の薬学教育コアカリキュラムにおける位置づけを学生に明確に示すのに役立っており、各科目が成果基盤型教育の順次性のあるらせん型カリキュラムを構成していることを理由として上記(4)の対応をとり、SBOs記載方法は変更せず、シラバスに大学独自で付番した薬学教育コアカリキュラムSBOs番号を付記した薬学教育コアカリキュラム冊子を学生に配布することで、薬学教育コアカリキュラムとシラバスの対比が容易に行えるように工夫したとしている。

しかし、指摘が求めているように、学生が学ぶ目的・内容を明確に理解するために、各GIOの到達に必要なSBOsに絞ってシラバスに記載するよう更なる改善を求める。

### 改善すべき点（3-3）

#### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

##### 4 薬学専門教育の内容

#### （2）指摘事項

シラバスの記載について、以下のような点を改善すべきである。

③ 専門科目単位の30%程度を大学独自科目として開講し、それらの内容の独自性をシラバス等に明記する必要がある。

#### （3）本評価時の状況

専門科目の選択科目は7科目が開講されていた。なお、大学独自の専門教育は必修科目においても実施されており、シラバスには薬学教育モデルコアカリキュラム SB0s 番号（本学独自で付番したもの；資料5「薬学教育モデルコアカリキュラム」）が付されていないSB0sは、本学独自の専門教育内容であることがわかるようにしており（資料5「講義概要」例 p. 227-228）、そのことは学生にもガイダンスにて周知している。

#### （4）本評価後の改善状況

専門科目の選択科目を11科目に増やした（資料5「講義概要」p. 33-34）。また、本学独自の薬学教育コアカリキュラム SB0s 番号をシラバスのSB0sに付記することを徹底した。

#### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料5「講義概要」

資料6「薬学教育モデルコアカリキュラム」

### 検討所見

改善すべき点（3-③）は、本評価時において、専門科目単位の30%程度を大学独自科目として開講し、それらの内容の独自性をシラバス等に明記する必要があることを指摘したものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、専門科目の選択科目を11科目に増やした。また、大学独自の薬学教育コアカリキュラムSB0s番号をシラバスのSB0sに付記することを徹底した。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

#### 改善すべき点（４）

##### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

##### ５ 実務実習

##### （２）指摘事項

実務実習事前学習の成果全体についての目標達成度を評価するための指標が設定されておらず、それに基づく評価も行われていないため、評価方法については改善が必要である。

##### （３）本評価時の状況

実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定されておらず、それに基づく評価も行われていなかった。

##### （４）本評価後の改善状況

「実務事前実習」では、臨床現場での場面を想定し実地試験を行い、目標達成度を評価している。実習初期の到達度はチェックリストを用い、教員及び学生同士で形成的に評価し、フィードバックしている。一方、実習後期の到達度は、薬学部の担当教員（複数名）により評価表を用いて評価している。このように、実習初期のチェックリスト（資料 7「実務実習\_チェックリスト\_教員」）と実習後期の評価表を比較することにより、学生個々の技能・態度の目標達成度を評価している。さらに、チェックリストとループリック（資料 8「医療面談ループリック」）を組み合わせた評価表を用い、総合的に学生の目標達成度を評価できるようにしている。現在、ループリック評価の更なる修正を行い、評価精度を向上させることを教育計画のなかに策定している。

##### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 7「実務実習\_チェックリスト\_教員」

資料 8「医療面談ループリック」

#### 検討所見

改善すべき点（４）は、本評価時において、実務実習事前学習の成果全体についての目標達成度を評価するための指標が設定されておらず、それに基づく評価も行われていないことを指摘したものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、臨床現場での場面を想定した実地試験を行うことで目標達成度を評価している。そのために学生評価のためのチェックリストとルーブリックを作成し、「実務事前実習」の初期と後期で到達度を比較して総合的に目標達成度を評価することとした。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

## 改善すべき点（５）

### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### ６ 問題解決能力の醸成のための教育

### （２）指摘事項

「総合薬学研究」において学部共通の適切な評価法や評価基準を定めて評価する必要がある。

### （３）本評価時の状況

「総合薬学研究」は、４年次から６年次 12 月の卒業研究発表会までの期間で実施されている。卒業論文の要旨は製本化されて全教員に配布され、卒業論文は６年次 12 月に提出され、PDF 化されて学部で保管されていた。卒業研究発表会は、５つの専門領域に分かれて、６年次 12 月に学生全員が口述発表している。

### （４）本評価後の改善状況

卒業論文の要旨集が全教員に配布され、卒業論文の全文が PDF 化され、イントラネットサーバー上で学部内公開されている。さらに、卒業研究発表会は専門領域の近い 3-5 研究室が合同で実施しており（資料 9-3「卒論発表日程」、さらに、領域の全教員が学生の口頭発表を 5 段階評価（資料 9-4「卒業研究発表ルーブリック」）で採点し集計している。以上のように、指導教員以外の教員も卒業研究を評価するシステムが構築されており、十分な公平性が保たれている。したがって、あらためて評価法や評価基準を定める必要はないと判断している。

### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 9-1「シラバス 総合薬学研究」

資料 9-2「総合薬学研究などの採点入力」

資料 9-3「卒論発表日程」

資料 9-4「卒業研究発表ルーブリック」

#### 検討所見

改善すべき点（５）は、「総合薬学研究」の評価で学部共通の適切な評価法や評価基準を定めて評価する必要があることを指摘したものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、卒業論文の要旨集の全教員への配布、PDF化された卒業論文（全文）のイントラネットサーバー上で学部内公開するほか、卒業研究発表会は専門領域の近い 3-5 研究室が合同で実施しており、領域の全教員が学生の口頭発表を 5 段階評価で採点し集計している。さらに卒業研究発表ルーブリック（資料 9-4）を用いて、卒業論文の評価も行うなど、学部共通の評価方法・基準で「総合薬学研究」の評価を実施している。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

## 改善すべき点（6）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 6 問題解決能力の醸成のための教育

### （2）指摘事項

問題解決能力の醸成のための教育の目標達成度を総合的に評価する指標の設定と適切な評価を行う必要がある。

### （3）本評価時の状況

問題解決能力醸成に向けた科目としては、「科学演習」、「命と倫理」、「有機化学演習」、「臨床薬学演習」、「総合薬学演習」、「静岡救命連携演習」、「薬学概論」、「薬学英语」などの演習科目があるが、目標到達度を測定するための指標が設定されていない。

### （4）本評価後の改善状況

演習での目標到達度を測定するための指標の設定については、発表内容や発言・質問の回数を評価の指標としている。これらを指標とすることは、演習開始時に学生に説明している。

演習科目の学習成果を総合した目標達成度評価の指標（資料 10「演習用ルーブリック」）は、各科目の担当教員で更なる修正を行っている。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 10「演習用ルーブリック」

## 検討所見

改善すべき点（6）は、本評価時において、問題解決能力の醸成のための教育の目標達成度を総合的に評価する指標の設定と適切な評価を行うよう改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、演習科目の学習成果を総合した目標達成度評価の指標（資料 10「演習用ルーブリック」）を設定し、評価を行うようにした。

しかし、演習科目についてのルーブリックの指標は、発表内容や発言・質問回数を評価するものとされており、問題解決能力を総合的に測定評価するものとしては十分とは言えないので、今後、更に工夫がなされることを期待する。

## 改善すべき点（7）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 8 成績評価・進級・学士課程修了認定

### （2）指摘事項

薬科学科と区別した薬学科のディプロマ・ポリシーが定められていないのは改善する必要がある。

### （3）本評価時の状況

ディプロマ・ポリシーが薬学科と薬科学科の共通のものとなっており区別して定められていなかった。

### （4）本評価後の改善状況

6年制薬学科と4年制薬科学科の「ディプロマ・ポリシー」を下記の通り区別して定め、ホームページに公開（資料11「静岡県立大学HP\_教育方針」）するとともに新入生全員に配布する履修の手引き（資料12「履修の手引き」p. 2-3）に明記した。

#### ディプロマポリシー（学位授与の方針）

##### ○薬科学科（4年制）

薬科学科では、創薬科学及び生命薬学の研究領域でグローバルに貢献でき指導的役割を担える人材の育成を教育目標として掲げており、以下に示した資質を身につけ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学士（薬科学）の学位を授与します。

##### 1. 幅広い教養と語学力

- ・ 国内外の様々な分野で活躍するための広範で深い教養を身につけている。
- ・ グローバルに活躍できる語学力を有し、国際感覚を身につけている。

##### 2. 科学者としての倫理観

- ・ 生命の尊厳を守るための強い倫理観を身につけている。
- ・ 社会や公益に対する研究活動の責任・使命を理解し、健全な科学倫理観を身につけている。

##### 3. 高度な知識と技能

- ・ 物理学・化学・生物学を基盤とする薬学的基礎知識・技能とその応用展開能力を身につけている。
- ・ 創薬・生命薬学研究に必要な複数の薬学専門領域に関する知識・技能を身につけている。

##### 4. 独創性と問題解決能力

- ・ 創薬・生命薬学研究者に求められる独創性や問題解決の基礎的な能力を身につ

けている。

- ・ 創薬・生命薬学研究を自ら計画・遂行する知識及び技術的基盤を身につけている。
5. 自己研鑽
- ・ 創薬・生命科学に関わる研究者として、常に自己を評価・省察し、さらに自らを高める意欲を身につけている。

#### ○薬学科（6年制）

薬学科では、医療や健康増進に貢献する指導的立場の薬剤師や医療薬学に根ざした研究を推進できる人材の育成を教育目標として掲げており、以下に示した資質を身につけ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学士（薬学）の学位を授与します。

##### 1. 幅広い教養と語学力

- ・ 医療人に求められる高い教養を身につけている。
- ・ グローバルに活躍できる語学力を有し、国際感覚を身につけている。

##### 2. 医療人としての倫理観

- ・ 生命倫理及び患者の人権を最優先するという強い倫理観を身につけている。
- ・ 患者の命を守るという強い責任感・使命感を身につけている。

##### 3. 高度な知識と技能

- ・ 基礎科学に裏打ちされた最先端の医療知識と技能を有している。
- ・ 情報共有及び課題解決に必要なコミュニケーション能力を身につけている。

##### 4. 高い臨床能力

- ・ 医療現場で遭遇する様々な問題を発見・解決する臨床的な能力を身につけている。
- ・ 薬物療法を提案・遂行する能力を身につけ、チーム医療に貢献できる。
- ・ 医療薬学に根ざした研究を計画・遂行する能力を身につけている。

##### 5. 自己研鑽

- ・ 医療人として、常に自己を評価・省察し、さらに自らを高める意欲を身につけている。

#### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 11 「静岡県立大学 HP\_教育方針」

(<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/faculties/pharmaceutical-sciences/pharm-policy/>)

資料 12 「履修の手引き」

#### 検討所見

改善すべき点（7）は、本評価時において、薬科学科と区別した薬学科のディプロマ・ポリシーが定められていないことに対して改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、6年制薬学科と4年制薬科学科の「ディプロマ・ポリシー」を区別して定め、ホームページに公開するとともに新入生全員に配布する履修の手引きに明記した。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

## 改善すべき点（8）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 8 成績評価・進級・学士課程修了認定

### （2）指摘事項

成績評価の公正化や厳格化を図るために、成績評価の基準・方法に関して、統一した学部内での内規あるいは申し合わせを明文化する必要がある。また、各科目の成績評価方法・基準はシラバスに明確に記載することが必要である。

### （3）本評価時の状況

薬学部履修細則に、「成績評価は、6割以上を合格とする」と明記されている（資料4「薬学部履修細則」第14条）。また、薬学部履修要項に「本学における学修評価は、履修細則及び担当教員の評価方針により、試験、レポート、授業出席における学生の学習実績に基づき、「秀・優・良・可・不可」又は「合格・不合格」の評価で表現される」と明記され、100点満点で90点以上は「秀」、80－89点は「優」、70－79点は「良」、60－69点は「可」、59点以下を「不可」とする評価の基準点数も示されている（資料13「履修要項」7 学修の評価）。また、履修の手引きに「履修要項の補足」として、「定期試験の受験資格には、講義回数 $\frac{2}{3}$ 以上の受講（出席）が必須となる。」と明示されている（資料12「履修の手引き」p. 22）。各科目の成績評価方法・基準はシラバスの評価方法の項目に記載されている。

### （4）本評価後の改善状況

既に必要最低限な成績評価の基準・方法は明示されていると考えている。

試験、レポート等の寄与率の記載については、教授会にて審議を行ったが、賛否両論があり、メリット、デメリットの両方が考えられることから、講義の性質に応じて、寄与率を記載するか否かの判断は各担当教員に任せる現行の方法を続行することにした。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料4「薬学部履修細則」

資料12「履修の手引き」

資料13「履修要項」

#### 検討所見

改善すべき点（８）は、本評価時において、成績評価の公正化や厳格化を図るために、成績評価の基準・方法に関して、統一した学部内での内規あるいは申し合わせを明文化する必要があること、また、各科目の成績評価方法・基準はシラバスに明確に記載する必要があることを指摘したものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）に記載された通り、本評価後の改善状況にあるように特別な対応はとっていない。

したがって、学生にとって重要な評価に関する情報がシラバスにおいて周知されていない科目がある状況が続いており、今後、指摘の趣旨を踏まえた改善を更に検討されることを求める。

## 改善すべき点（9）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 8 成績評価・進級・学士課程修了認定

### （2）指摘事項

「実務事前実習」のシラバスの成績評価方法に「④客観的臨床能力評価試験（OSCE）での最終評価」と記載されているが、共用試験 OSCE の結果を「実務事前実習」の単位認定に用いていることになり、改善すべきである。

### （3）本評価時の状況

下記の通り、平成 28 年度の「実務事前実習」のシラバスに、OSCE の結果を単位認定に用いるとの記載が含まれていた。

#### ◦成績評価方法

以下の総合評価：①実習への参加態度、②レポート、③各実習項目についての観察記録あるいは実技試験および④客観的臨床能力評価試験（OSCE）での最終評価

### （4）本評価後の改善状況

「実務事前実習」のシラバスの記述を下記の通り変更した。

#### ◦成績評価方法

以下の総合評価：①実習への参加態度、②レポート、③各実習項目についての観察記録あるいは実技試験（資料 5\_講義概要 実務事前実習 p. 344-350）

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 5\_講義概要

## 検討所見

改善すべき点（9）は、「但し書き」で指摘したもので、下記の改善がすでに完了している。

（平成 30 年 7 月）

当該科目「実務事前実習」（4 年次）のシラバスの成績評価方法（履修要項）から「④客観的臨床能力評価試験（OSCE）での最終評価」を削除、変更し、「以下の総合評価：①実習への参加態度、②レポート、③各実習項目についての観察記録あるいは実技試験」として平成 29 年度から評価を実施している。

## 改善すべき点（10）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 1.3 自己点検・評価

### （2）指摘事項

6年制薬学教育プログラムを自己点検・評価するために、薬学部内に定期的に検証する組織や規程を早急に整備して、内部質保証を図る必要がある。

### （3）本評価時の状況

静岡県立大学では学長を委員長とする「静岡県立大学自己評価委員会」が設置されており、学内に「自己評価規程」や「自己評価委員会規程」が整備され、自己点検・評価が行われているが、これは、本基準が求める6年制薬学教育プログラムに関する自己点検・評価を行う組織とは言えない、との指摘を受けた。

### （4）本評価後の改善状況

自己評価委員会とは別に、平成29年度より学部内に内部質保証委員会を設置した。内部質保証委員会は教授、准教授、講師各2名から構成され（資料14「委員会名簿」内部質保証委員会：准教授、講師は委員長指名）、学部の自己点検・評価・改善を担当している。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料14「委員会名簿」

### 検討所見

改善すべき点（10）は、本評価時において、6年制薬学教育プログラムを自己点検・評価するために、薬学部内に定期的に検証する組織や規程を早急に整備して、内部質保証を図る必要があることを指摘したものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、自己評価委員会とは別に、2017（平成29）年度より学部内に自己点検・評価・改善を担当する内部質保証委員会を設置し、また同委員会で委員会規程の策定とその施行について合意しているとしている。

内部質保証委員会の設置は上記（5）の根拠資料で確認できたが、2019年度まで委員会規程が整備されておらず、指摘した問題点の改善は十分とは言えない。今後、委員会規程を早急に整備して委員会を機能させ、内部質保証を図ることを期待する。

## 改善すべき点（11）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 13 自己点検・評価

### （2）指摘事項

自己点検・評価・改善などのPDCAサイクルを機能的に回していく必要がある。

### （3）本評価時の状況

自己評価委員会の構成員である学部長が本学部の常設委員会に対して、改善すべき事項を検討するように指示する体制がとられていた。

### （4）本評価後の改善状況

自己評価委員会とは別に、平成29年度より学部内に内部質保証委員会を設置した（資料14「委員会名簿」）。内部質保証委員会がPDCAサイクルの推進を担う。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料14「委員会名簿」

資料15 2017年第1回薬学部内部質保証委員会議事録

資料16 2017年度内部質保証委員会メール会議

資料17 2018年度学長ヒアリング資料

資料18 2019年第1回薬学部内部質保証委員会議事録

## 検討所見

改善すべき点（11）は、本評価時において、自己点検・評価・改善などのPDCAサイクルを機能的に回していく必要があることを求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、自己評価委員会とは別に、平成29年度より学部内にPDCAサイクルの推進を担う内部質保証委員会を設置した。

しかし、機構が求めるPDCAサイクルを機能的に回すところまで至っていないので、今後、委員会を機能させ、指摘を踏まえた活動がなされることを期待する。